

笠松町広報紙広告掲載に関する取扱要領

平成18年 9月29日告示第96号

改正 平成19年 2月20日告示第12号

平成20年 4月25日告示第36号

平成25年 2月 1日告示第10号

平成29年11月21日告示第122号

(趣旨)

第1条 この要領は、笠松町広告掲載に関する要綱（平成17年笠松町告示第100号。以下「要綱」という。）に基づき、町が発行する広報かさまつ（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定める。

(広告の規格、枠数及び掲載料等)

第2条 広告の規格、枠数及び掲載料等は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体が掲載する広告については掲載料を無料とする。

区分（位置）	規格	色	枠数	掲載料
情報BOX面下段	縦 3.0cm 横 8.0cm	広報紙の配色 に準ずる	2枠／ページ	1枠 5,000円 ／号
最終ページ下段	縦 2.25cm 横 6.0cm	同上	4枠／ページ	1枠 8,000円 ／号

2 第4条の規定により広告掲載を承諾された者（以下「広告主」という。）は、広告掲載の日前の町が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「広告申込者」という。）は、広告掲載希望発行日の40日前までに、笠松町広報紙広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第4条 町長は、広告掲載申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やかに広告掲載の諾否を決定し、笠松町広報紙広告掲載（承諾・却下）通知書（様式第2号）により、広告申込者に通知しなければならない。

(広告掲載の中止又は承諾の取り消し)

第5条 町長は、次に該当するときは、広告掲載を中止し、又は承諾を取り消すことができる。

(1) 関係官公庁からその掲載を禁止されたとき。

(2) その他町広報紙の広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告原稿の提出)

第6条 広告主は、広告原稿を町が指定する期日までにデジタルデータで提出する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。

2 この要領施行の際、笠松町広報紙広告掲載に関する取扱要領（平成17年7月27日決裁）の規定により広告掲載をしているものについては、この要領の規定に基づいて広告掲載されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成19年2月20日から施行し、平成19年4月1日号広報紙掲載分から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月25日から施行し、平成20年5月号広報紙掲載分から適用する。

附 則

1 この要領は、平成25年2月1日から施行する。

2 この要領施行の際、従前の規定により広告掲載の決定をしているものについては、この要領の規定に基づいて広告掲載されたものとみなす。

3 第3条の規定にかかわらず、平成25年3月号の広告掲載の申込については、なお従前のおりとする。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。